

6 福薬業発第 5 2 5 号
令和 7 年 3 月 1 3 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
常務理事 竹野 将行
常務理事 永嶋 友洋

令和 7 年度における電子処方箋の導入補助期間の延長および対象の追加について

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、厚生労働省医薬局総務課より、日本薬剤師会を通じて別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

令和 7 年 3 月までに電子処方箋を導入した施設が対象とされていた導入補助について、補助の対象を令和 7 年 9 月までに電子処方箋を導入した施設に変更するとのことです。併せて、機能追加に対する補助として院内処方機能実装に対する補助が追加されました。

補助金の申請期限等の詳細な情報については、決定次第、医療機関等向け総合ポータルサイトへの掲載及び医療機関・薬局に対するメールによりお知らせされます。

ご多忙とは存じますが、申請漏れがないよう、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

◆医療機関等向け総合ポータルサイト

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010040

※福岡県による導入助成「福岡県電子処方箋導入促進費用補助金」につきましては、令和 7 年度の詳細が判明次第福岡県ホームページに掲載される予定です（令和 7 年 5 月以降掲載予定）

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/denshishohousen.html>

日薬情発第 205 号

令和 7 年 3 月 11 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日本薬剤師会

副会長 渡邊 大記

令和 7 年度における電子処方箋の導入補助期間の延長および対象の追加について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、厚生労働省医薬局総務課より、別添のとおり事務連絡がありましたのでお知らせいたします。

令和 7 年 3 月までに電子処方箋を導入した施設が対象とされていた導入補助について、補助の対象を令和 7 年 9 月までに電子処方箋を導入した施設に変更することです。合わせて、機能追加に対する補助として院内処方機能実装に対する補助が追加されました。

新規導入の際の基本機能＋追加機能部分の補助合計額は変更されておりませんが、もし、新規導入の際に院内処方機能を同時に実装する場合は、基本機能＋追加機能部分に加えて「追加機能部分（院内処方機能）」が請求可能とのこと。

会務ご多用のところ誠に恐れ入りますが、貴会会員にご周知下さるようお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 7 年 3 月 1 1 日

公益社団法人日本薬剤師会 御中

厚生労働省医薬局総務課

令和 7 年度における電子処方箋の導入補助について

日頃より、厚生労働行政に対する御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和 7 年度における医療情報化支援基金（ICT 基金）による電子処方箋に関する導入補助について、「電子処方箋の新たな目標については、令和 7 年夏を目処に見直しを行う」としていることを踏まえて、目標の見直しまでの間として、令和 7 年 9 月までに電子処方箋を導入した施設を補助対象とすることといたしました。

併せて、令和 6 年度補正予算で措置している電子処方箋の活用・普及の促進事業（都道府県による導入助成）の補助要件についても、当初想定していた「令和 7 年 3 月までに電子処方箋を導入した施設」から「令和 7 年 9 月までに電子処方箋を導入した施設」に変更することといたしました。加えて、令和 6 年度補正予算で措置している電子処方箋の機能拡充・促進事業（追加機能部分のみの導入補助）について、院内処方機能を対象に加えて、引き続き事業を実施いたします。

なお、令和 7 年 10 月以降の医療情報化支援基金（ICT 基金）における導入補助の取扱いについては、令和 7 年夏を目処に見直しを行う電子処方箋の新たな目標を踏まえて、改めて検討することとしております。

補助金の申請期限等の詳細な情報については、決定次第、医療機関等向け総合ポータルサイトへの掲載及び医療機関・薬局に対するメールによりお知らせいたします。

つきましては、貴会会員の医療機関・薬局に対して、本件について周知いただきますようお願いいたします。

【別添資料】

- ・別添： 令和 7 年度における電子処方箋の導入補助について

令和 7 年度における電子処方箋の導入補助について

- 令和 7 年度における医療情報化支援基金（ICT基金）による電子処方箋に関する導入補助について、「電子処方箋の新たな目標については、令和 7 年夏を目処に見直しを行う」としていることを踏まえて、**目標の見直しまでの間として、令和 7 年 9 月までに電子処方箋を導入した施設を補助対象**とする。
- 併せて、令和 6 年度補正予算で措置している**電子処方箋の活用・普及の促進事業（都道府県による導入助成）の補助要件**についても、当初想定していた「令和 7 年 3 月までに電子処方箋を導入した施設」から「**令和 7 年 9 月までに電子処方箋を導入した施設**」に変更する。加えて、令和 6 年度補正予算で措置している電子処方箋の機能拡充・促進事業（追加機能部分のみの導入補助）について、院内処方機能を対象に加えて、引き続き事業を実施する。
- なお、令和 7 年 10 月以降の医療情報化支援基金（ICT基金）における導入補助の取扱いについては、令和 7 年夏を目処に見直しを行う電子処方箋の新たな目標を踏まえて、改めて検討する。

国による導入費用の補助		大規模病院	病院	診療所	大型チェーン薬局	薬局
ICT基金	基本機能部分	162.2万円を上限に補助 ※事業額の486.6万円を上限に、その1/3を補助	108.6万円を上限に補助 ※事業額の325.9万円を上限に、その1/3を補助	19.4万円を上限に補助 ※事業額の38.7万円を上限に、その1/2を補助	9.7万円を上限に補助 ※事業額の38.7万円を上限に、その1/4を補助	19.4万円を上限に補助 ※事業額の38.7万円を上限に、その1/2を補助
	基本機能＋追加機能部分 （リフィル処方箋等）	200.7万円を上限に補助 ※事業額の602.2万円を上限に、その1/3を補助	135.3万円を上限に補助 ※事業額の405.9万円を上限に、その1/3を補助	27.1万円を上限に補助 ※事業額の54.2万円を上限に、その1/2を補助	13.8万円を上限に補助 ※事業額の55.3万円を上限に、その1/4を補助	27.7万円を上限に補助 ※事業額の55.3万円を上限に、その1/2を補助
機能拡充・促進事業	追加機能部分 （リフィル処方箋等）	45.2万円を上限に補助 ※事業額の135.6万円を上限に、その1/3を補助	33.3万円を上限に補助 ※事業額の100万円を上限に、その1/3を補助	12.3万円を上限に補助 ※事業額の24.5万円を上限に、その1/2を補助	6.4万円を上限に補助 ※事業額の25.6万円を上限に、その1/4を補助	12.8万円を上限に補助 ※事業額の25.6万円を上限に、その1/2を補助
	追加機能部分 （院内処方機能）	55.0万円を上限に補助 ※事業額の165.0万円を上限に、その1/3を補助	39.3万円を上限に補助 ※事業額の117.9万円を上限に、その1/3を補助	10.8万円を上限に補助 ※事業額の21.5万円を上限に、その1/2を補助	1.5万円を上限に補助 ※事業額の6.0万円を上限に、その1/4を補助	3.0万円を上限に補助 ※事業額の6.0万円を上限に、その1/2を補助

※リフィル処方箋等：リフィル処方箋、口頭同意による重複投薬等チェック結果閲覧、マイナンバーカードによる電子署名対応、処方箋ID検索

都道府県による導入費用の助成

活用・普及促進事業	都道府県助成	都道府県が環境整備のため医療機関・薬局へ導入費用を助成（国が一部補助）
-----------	--------	-------------------------------------